

設計図書の照査ガイドライン

令和2年6月

沖縄県土木建築部

1 はじめに

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していないなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条(条件変更)に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。

つまり、

①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合」

②「発注者の意図による事情変更により設計図書が変更又は訂正された場合」

について、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある。

このため、請負者に「設計図書の照査」が義務付けられている。しかし「設計図書の照査」について、発注者と請負者の責任範囲が具体的に明示されておらず、双方の解釈の違いにより工事請負者に過度な要求がされるとの苦情が数多く寄せられている。

このため、沖縄県土木建築部において「設計図書の照査」についての基本的考え方、範囲を出来る限り明示し、円滑な請負契約の執行に資するため「設計図書の照査ガイドライン」を作成したものである。

本ガイドラインは、土木建築部発注の工事(営繕工事を除く)について、前半に「設計図書の照査」の基本的考え方を明示し、後半に具体的な照査項目・内容を別紙「設計図書の照査要領」として、当面①築堤護岸工事、②道路改良(舗装)工事、③橋梁下部工事、④共同溝工事、⑤橋梁上部工事について作成した。今後、その他の工種についても必要に応じ追加していくものとする。また、その他の工種についても、本ガイドラインに準拠出来るものがあれば、発注者と請負者において協議し、運用出来るものとする。

2 工事請負契約書及び土木工事共通仕様書における「設計図書の照査」の規定について

(1)工事請負契約書第18条(条件変更等)

受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

(2)土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則

1－1－1－3 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

3 工事請負者が実施する「設計図書の照査」の項目及び内容

工事請負者は、工事請負契約書及び共通仕様書に基づいて設計照査を行うこととなるが、具体的には、別添「設計図書の照査要領」の照査の項目を実施する。

なお「設計図書の照査」の範囲を越えるものについては、以下が考えられる。

- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
- ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

- ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
 - ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
 - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 - ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「16-5-3路面切削工」「16-5-5切削オーバーレイ工」「16-5-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注)なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、請負者の費用負担によるものとする。

4 設計図書の訂正又は変更に要する期間の通知

工事請負契約書において、18条第3項に定める調査の結果の通知については、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

5 「設計図書の照査」の範囲を超えた設計図書の訂正又は変更に要する費用の負担は、発注者の責任において行うものとする。

【参考資料】

工事請負契約書と土木工事共通仕様書について本文及び逐条解説を掲載した。
本ガイドラインに記載されていない内容については、以下の請負工事契約書と土木工事共通仕様書及びそれぞれの逐条解説により発注者と請負者とで協議し決定するものとする。

I 工事請負契約書

(条件変更等)

第18条受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む)をとりまとめ、調査の終了後〇日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を 訂正する必要があるものは、発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴うものは、発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で 工事目的物の変更を伴わないものは、発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【逐条解説】

1 概要

本条は、設計図書と工事現場の状態とが異なる場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された施工条件が実際と一致しない場合、工事の施工条件について予期し得ない特

別の状態が生じた場合等においては、請負者はその旨を発注者に通知しなければならないこと。また、通知を受けた発注者は、調査を行い、必要があるときは、設計図書を変更又は訂正し、工期又は請負代金額の変更等を行うべきことを規定したものである。

2 趣旨

建設工事の施工に当たって、請負者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負うが、設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤謬又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合、すなわち、契約当初と事情の変更があった場合には、発注者から当初に渡された設計図書に従って工事を続ければよいのか否か、どのような工事を施工すべきかなどがわからなくなる。どのような工事目的物を作るかは設計図書の内容そのものであり(発注者が指定した場合には、どのように作るかも設計図書の内容である。)、最終的には、発注者の判断事項であることから、このような場合には、発注者が現場の状況、請負者の意見等を踏まえて、設計図書の変更又は訂正を行うか否かを決めない限り、工事を先に進めることはできない。また、このような場合に設計図書が変更又は訂正されたときには、当初の契約で定められている工期又は請負代金額は、入札、契約に先立って発注者から示された設計図書を前提に発注者と請負者の双方が合意したものであるので、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、当初の工期又は請負代金額は不適当になったということができ、公平の観点から適正な工期又は請負代金額に変更する必要がある。

本条は、このような問題に対応するために、契約当初と事情が変わり、当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと思われる場合を列挙し、そのような場合には、請負者に通知を義務付けるとともに、通知を受けた発注者が一定の手続きに従って、必要と認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行い、これに伴う工期又は請負代金額の変更等について規定し、契約関係の適正化を図ったものである。よって、この規定は、単に請負者の立場を保護するものではなく、同時に、発注者が必要とする工事目的物を的確に、効率的に確保するためのものもあり、今後十分な活用が望まれるものである。

なお、言うまでもなく、発注者は、設計図書について疑義が生じないよう、できる限り綿密に工事現場を調査し、十分な内容を持つ設計図書を作成すべきであり、それこそが円滑な工事の施工に不可欠なものであることに留意すべきである。

また、第1項各号に掲げる事実が発見された場合において、当初の設計図書に従って工事を施工することが不適当と発注者が認めるときには、発注者は、第20条第2項の規定により工事を中止させるべきであるし、発見された事実が重大であるときには「請負者が施工できないと認められるとき」に該当するので、第20条第1項の規定により工事を中止させなければならない。

3 請負者の通知義務

第1項は、設計図書と工事現場の不一致の場合など列挙された事実が発見された場合には、請負者は、監督員に書面により(第1条第5項)通知して、発注者による確認を求めなければならないことを規定している。第1項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。請負者が発注者に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

ア) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと

(第1号)

図面、共通仕様書、特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位については、あらかじめ、設計図書の中で規定しておくべきであるが、優先順位の規定がない場合には、もし、図面と仕様書が一致しないときには、請負者としては、どちらに従って施工すべきかわからることになる。このような場合に、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当なので、第1号が掲げられているわけである。

なお、第1号、第2号、第3号の2つ以上にあてはまるような事例もあるうが(例えば、設計図書に誤謬があるために、設計図書の構成文書が一致しない場合等)、いずれに該当するとしても、その効果(第3項における取扱い)に差はないので、どの号に該当すべきか論じる益はない。

イ) 設計図書に誤謬又は脱漏があること(第2号)

設計図書に誤謬又は脱漏があることとは、請負者としては設計図書に誤りがあると思われる場合又は設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。設計図書に誤りがあると思われる場合において、請負者が誤っていると思われる設計図書に従って工事を施工し続けると、本当に設計図書が誤っていた場合には、請負者は、形式上契約を履行したことになるが、発注者としては本来望んでいた工事目的物を入手することができなくなる。

このため、請負者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っていた場合には、設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、請負者としては、自分で勝手に補って施工を続けるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。第2号は、このような趣旨で掲げられているものである。

ウ) 設計図書の表示が明確でないこと(第3号)

設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事の施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、請負者が勝手に判断して、施工を続けることは不適当なので、第3号として掲げられている。

エ) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと(第4号)

公共工事の請負契約に当たっては、通常、発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、調査に基づいて設計図書で施工条件を明示し、なお不足するものは現場説明書及び現場説明における質問回答書で補って、施工条件の明示を期している。請負者も、これらに基づいて施工条件を判断し、契約を締結し、工事を施工しているものであり、その条件が設計図書の定めと異なるときは、施工方法の変更、工事目的物の変更を必要とするので掲げられているものである。

工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約その他設計図書で示された自然的な施工条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表

面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無があげられる。また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられよう

才) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと(第5号)

設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号(上記工)によって担保されるが、当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められていない事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合については、第4号は適用されない。しかしながら、この場合も、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり、請負者が当初の設計図書どおりに施工することが困難又は不適当な場合があるので、第5号が設けられている。なお、既に存在していたのに、あるいは、予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1号の適用を受けることになる。本号の対象となる自然的な施工条件の例としては、工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかつたもの、例えば、一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなどが考えられ、さらに特殊な場合としては、酸欠又は有毒ガスの噴出等がある。また、本号の対象となる人為的な施工条件の例としては、予想し得なかつた騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害などが挙げられよう。

4 調査

監督員は、請負者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならぬ。第1項各号に掲げる事実の調査については、施工条件の変更、工事目的物の変更が行われるか否か、ひいては、工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、請負者としても、重大な利害関係を有することであるため、請負者の立場の保護を図るために、請負者の立会いの上行うこととしている。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、監督員は、請負者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

5 調査結果のとりまとめ

発注者は、請負者の意見を聴いて、調査結果に基づいて必要と考えられる指示を含めて、調査結果をとりまとめて、調査の終了後一定期間内に、指示を含めた調査結果を請負者に書面により(第1条第5項)通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの工事の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。調査終了から調査結果通知までの期間は、公共約款では〇日とされているが、これは、工事の規模、性格等によって調査結果のとりまとめに要する期間は一様には決められないためであり、実際に用いられる約款で具体的な数字を記入することとなるが、いたずらに長い期間とならないように注意すべきである。これは、請負者のためだけでなく、発注者のためで

もある。なぜならば、請負者は、調査期間中も調査結果とりまとめ中も発注者から中止命令がかかるない限り工事を続行することになり、仮に、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までに請負者が施工した分について手戻り、改造が必要となれば、発注者がその費用を負担することになるし、中止命令をかけた場合には、中止期間中の増加費用は発注者の負担となるからである。

6 設計図書の変更又は訂正

第4項は、第1項各号に掲げる事実が発注者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の変更又は訂正を行うべきことを規定している。

従前は、工事内容の変更と規定されていたが、平成7年の改正によって、設計図書の変更に改められている。これは、工事の施工に必要な工事目的物の構造、仕様等の事項は、全て設計図書に定められているはずであり、逆に、設計図書に定められていない施工方法等の事項については、自主施工の原則により、請負者の判断で決められるものであり、工事内容というに当たらないものであることから、工事内容の変更は、すなわち、設計図書の変更であるからである。

「必要があると認められるとき」とは、発注者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものである。したがって、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の変更又は訂正をしないで、当初の設計図書に従って施工を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の変更又は訂正が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の変更又は訂正が行われない場合、あるいは、請負者が通知したにもかかわらず、発注者が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、請負者は、第50条第1項第3号の規定により契約を解除することができると解すべきである。

設計図書の変更又は訂正の手続きは、次のとおりである。

ア) 第1項第1号から第3号までに該当し設計図書の訂正をする必要があるもの(第1号) 発注者がその訂正を行う。設計図書は発注者が作成するものであり、したがって、その訂正も当然に発注者が行うべきものである。

イ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの(第2号)

発注者が単独で設計図書の変更を行う。これは、工事目的物については、発注者がその必要性に基づいて構造、規模等を定めるのが当然であることから、変更についても自らの意思において決定すべきこととしたものである。なお、工事目的物の変更を伴うものには、設計図書に定められた地質等の自然的又は人為的な施工条件が実際と異なった場合又は設計図書に明示されていないこれらの実際の施工条件が予期することのできないものであった場合に、基礎杭の深さを延ばすこと、工事材料の品質を高めることなども含まれる。

ウ) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの(第3号)

発注者及び請負者が協議して発注者が行う。工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更については、請負者の意見をも十分考慮して定める必要があるが、最終的には設計図書の変更となるので、協議して発注者が行うとされたものである。また、第4項第1号(上記ア)の場合と第2号(上記イ)の場合が重複する場合、すなわち、工事目的物についての設計図書の変

更とともに工事目的物以外の設計図書の変更が行われる場合には、それぞれの部分について第1号の規定と第2号の規定に従って設計図書の変更が行われるべきである。なお、実際には、設計図書の主要部分は、工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり、施工方法等の工事目的物に含まれない事項については、自主施工の原則から、基本的には規定していないことから、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

7 工期又は請負代金額の変更等

(1) 工期又は請負代金額の変更

第5項は、設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を発注者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、請負者が施工する工事が変わることとなるため、発注者と請負者の権利義務のバランスをとるとの要請から、工期又は請負代金額の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の変更又は訂正に伴い請負者が被った損失を発注者が負担しなければならないことはいうまでもない。

第5項の「必要があると認められるとき」は「工期若しくは請負代金額を変更」のみにかかるが、「必要があると認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は請負者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く工期、請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。なお、工期又は請負代金額の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、工期と請負代金額の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。

工期の変更方法については、第23条の規定に、請負代金額の変更方法については、第24条の規定によることとなる。

(2) 費用の負担

設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、設計図書の変更又は訂正によって請負者に損害を与えたときは、発注者は、工期又は請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければならない。必要な費用の中には、例えば、請負者が発注者から中止命令がかからなかったために当初の設計図書に従って工事を続行し、最終的に設計図書の変更又は訂正が行われた場合には、その時までの施工部分で無用になったものに係る手戻費用又は改造費用が含まれよう。また、設計図書の変更又は訂正によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれる。なお、ここで「費用の負担」という用語を用いているのは、設計図書の誤謬による場合のように発注者の過失による損害賠償の性格を持つものと、予期することができない特別な施工条件の発生等の事情変更に伴って生じる請負者の費用の填補(負担)の性格を持つものが混在しているからである。

また「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、第24条第3項に規定があり、発注者と請負者が協議

して定めることとなっている。

II 土木工事共通仕様書第1編共通編第1章総則

1-1-3 設計図書の照査等

1. 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に 図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等、市販されているものについては、受注者が備えるものとする。
2. 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、およびその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

【逐条解説】

設計図書は、正確、明瞭かつ疑義を生じることなく、また設計図書相互において矛盾や不整合がないように作成されるべきであるが、多種多様な設計図書が作成されることや幾多にもわたる変更や追加等が行われることから、これら設計図書の不備や設計図書間で食い違いが生じることがある。

また土木工事は、現地屋外における単品生産であり、工事現場の地形・地質及び地下水等の自然的条件、騒音・振動や交通及び地下埋設物等の社会的条件など数々の制約条件(施工条件)を受けて実施される。このようなことから発注者は、事前にこれらの施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成するとともに、施工上影響を与える条件については設計図書に明示することとしている。

しかし、発注者による事前の調査には限界があり、実際に工事現場に入ってみると設計図書に示す施工条件と現場が相違する場合や予期していない制約条件が生じることは、避けられない事実である。

このようなことから、本条では設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における手続きについて規定している。

1. 第1項は、設計図書の準備に関する規定である。

設計図書としての図面は「設計図」として入札に際して請負者に交付されているが、工事の実施にあたっては設計図のほかに施工上有効な「参考図」があり、これらは発注者が所有している。また請負者は、工事施工に際して多種多様な図面を作成するとともに、下請等に対してこれらの図面を交付することとなる。

そこで、幾多にもわたる複製は図面の鮮明・明瞭を低下させることから、請負者にはこれらの図面の原図を借用する必要が生じた場合、発注者にこれらの貸与を要求できるものであ

る。また、監督職員は請負者に対して「設計図」はもとより必要な「参考図」についても必要と認めた場合に限り貸与することができることを明確にしている。

また、その他の設計図書のうち、共通仕様書等定型的に作成されたものは市販されているのが一般的であり、これら市販されているものは請負者の責任において準備することを明確にしている。

2. 第2項は、本条の主目的である設計図書の不備や設計条件の相違等が発生した場合における請負者と監督職員との間の手続きを示している。

請負契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に基づき工事を施工することである。しかし、土木工事の特性からその設計図書は完全なものとはならず、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることがしばしば起こる。

このような場合には、契約書第18条(条件変更等)に基づき請負者と発注者の間で契約上の手続きが行われる。それは、①「設計図書と工事現場の不一致、設計図書の誤診又は脱漏、予期し得ない施工条件等が認められた場合には、請負者のみでは判断できない(この場合は発注者の判断事項)」、②「当初契約で定められた工期・請負代金額等は、発注者から示された設計図書に基づいているものであることから、事情変更により設計図書が変更又は訂正されれば、必要に応じ工期又は請負代金額を変更する必要がある」からである。

以下、契約書第18条第1項について概略的に述べる。

- (1) 契約書第18条第1項第1号から第3号は、設計図書の不備である。このような不備は、まず契約締結以前(現場説明時等)に解決しておく必要があるが、契約締結後の請負者施工計画立案の段階で判明する場合、実際の工事施工に入ってから判明する場合、設計図書の変更や追加等に伴って判明する場合がある。
- (2) 契約書第18条第1項第4号は、設計図書と工事現場の状態が異なったり、設計図書に示された施工条件が実際と一致しなかった場合である。これらの要因として、自然的な施工条件では、掘削する地山の高さ、埋立てるべき水面の深さ等の地表面の形状、地質、支持地盤の位置、地下水の水位、湧水の有無等がある。人為的な施工条件では、地下埋設物、土取(捨)場、建設副産物の搬出場所、工事用道路等がある。
- (3) 契約書第18条第1項第5号は、設計図書では予期していない制約条件が発生した場合である。これらの要因としては、自然的な施工条件では軟弱な地盤の出現、転石の出現、異常な湧水の発生、酸欠空気や有毒ガスの噴出等がある、人為的な施工条件では、交通規制、埋蔵文化財の発見や住民運動等がある。

このような事実がある場合は、請負者は速やかにその事実を確認できる資料を監督職員に提出し、監督職員の確認を求めなければならない。この場合、監督職員は直ちに調査を行いその結果を請負者に通知することとなる。

また、本項において「確認できる資料」の具体例を示している。なお、請負者は、書面の作成に時間を費やすあまりに、監督職員がその事実の確認に遅れをとることがないよう、請負者と監督職員は十分な連絡調整を心がけなければならない。

3. 第3項は、設計図書の秘密の保持について規定している。

請負者は、設計図書の取扱いにあたっては「契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない」という契約書第1条第4項の規定に基づくことはもちろん、工事施工のため以外に使用してはならないことは言うまでもない。

III 設計業務等委託契約書

(契約不適合責任)

第45条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第46条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第4項又は第5項(第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過するまでに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に關し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

1 概要

本条は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に修補請求、損害賠償請求を行うことができることを規定している。

2 趣旨

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受注者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受注者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本約款においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果物の引渡し後において、成果物に契約で定められた内容通りでない不完全な点があった場合に、受注者が負う責任が瑕疵担保責任である。公共土木設計業務等における瑕疵担保責任としては、発注者の瑕疵修補請求権と損害賠償請求権のみがあり、解除権はない。瑕疵担保責任の成立要件は、成果物に瑕疵が存在することである。この瑕疵とは、一般に、取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが、具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならず、その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。

公共土木設計業務等に係る契約は、民法の請負契約であるか、委任契約であるかによって、受注者である建設コンサルタントの責任は異なるが、現在我が国における公共土木設計業務等に係る契約においては、受注者の責任は、契約当事者の解釈としては民法の請負契約が適用されるというのが一般的であることから、本約款においても民法の請負契約の規定を基本的に踏襲しつつ、その一部を修正、補充し規定している。公共土木設計業務等に係る成果物の引渡し後において、成果物に契約で定められた内容通りでない不完全な点があった場合に、受注者が負う責任が瑕疵担保責任である。公共土木設計業務等における瑕疵担保責任としては、発注者の瑕疵修補請求権と損害賠償請求権のみがあり、解除権はない。瑕疵担保責任の成立要件は、成果物に瑕疵が存在することである。この瑕疵とは、一般に、取引の通念からみて契約の目的物に何らかの欠陥があることを意味するが、具体的には、契約の趣旨を踏まえ個別に判断しなければならず、その判断基準は、当該契約が締結された取引会社において前提とされている品質・性能を基準にするものである。ただし、不可抗力、例えば現在の技術水準では、およそ予測することができないような事態の発生、契約図書又は発注者側の調査職員の指示に基づくもの等については対象とならない。公共土木設計業務等に関しては、例えば、トレースミスによる設計図面の誤謬、構造基準の誤った適用による過大設計、数量の計算ミスによる工事費の過少積算、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足等が瑕疵の事例として挙げられる。また、特に、構造計算ミスによる橋梁下部工の強度不足のような設計業務段階の瑕疵場合には、成果物の瑕疵が、成果物の欠陥に係る損害だけにとどまらず、その工事目的物にまで及ぶ場合も想定される。このような損害に関して、本条第2項において、受注者は、瑕疵担保責任の存続期間内においては瑕疵担保責任を負わなければならない。

別 紙

設 計 図 書 の 照 査 要 領

令和2年6月

沖縄県 土木建築部

目 次

築堤護岸工事照查要領	17
道路改良(鋪裝)工事照查要領	20
橋梁下部工事照查要領	25
共同溝工事照查要領	28
橋梁上部工事照查要領	31

築堤護岸工事照查要領

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	設計基本条件	1) 締切水位は決定しているか、又は水文資料はあるか 2) 濑替、水替時流量決定のための、水文資料等はあるか		
	施工上の基本条件 関連機関との調整	1) 運搬路、切廻し河道、ヤード確保の見通しはあるか 1) 他の作物管理者との調整は済んでいるか 2) 地権者及び地元等との調整は済んでいるか 3) 占有者との調整は済んでいるか		
	資料の確認	1) 測量成果(平面、横断、縦断)は整理されているか 2) 地質調査報告書は整理されているか 3) 追加ボーリングは必要な資料はあるか 軟弱地盤の判定に必要な資料はあるか (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方移動等) 3) 用排水路系統図は整理されているか		
	地盤条件	1) 追加調査の必要はないか。		
	地形条件	1) 用地境界を確認したか。		
	施工条件	1) 施工上の制約条件を確認したか。 (スペース、交通条件、水の切廻し) 2) 工事時期を確認したか。		
	現地踏査	1) 支障物件の状況を把握したか		
	資料の確認 設計図	1) 貸与資料の不足点、追加事項があるか 1) 平面図には必要な工事内容が明示されているか (法線、建築物提本寸法、構造物の基準寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているか 2) 構造物の高さは照合されているか 3) 形状寸法、		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
		<p>4) 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているか 5) 解説文等が付いているか 6) 水位条件が図面に明示されているか 7) (構造物と法線の使い分けがなされているか) 8) 各種設計計算図がお互いに整合されているか -一般平面図と縦断図 -構造図と配筋図 -構造計算書の結果が正しく図面に反映されているか (特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか)</p> <p>9) 設計計算結果が正しく図面に反映されているか -壁厚 -鉄筋着材形状、寸法 -ラップ長、位置 -主鉄筋の寸法 -使用材料 -適用材料</p> <p>数量計算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量算出寸法は図面と一致するか 3) 数量とりまとめた種類毎、材料毎の区分に合わせてまとめられているか 4) 横断面図による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているか 		

道路改良（舗装）工事照査要領
(平面交差点、構造物含む)

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	施工上の留意点 関連機関との調整及び協議資料の整理	<p>1) 施工上の留意点があるか</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、公安委員会、等) 2) 地元、及び地権者との調整が済んでいるか。 3) バス路線などの協議は済んでいるか。 4) 水路下水などの協議は済んでいるか。 5) 地理有業者との調整が済んでいるか。 6) 保育園・各市町村公害防止条例の適用区域及び規制値が明確にになっているか。 7) 沖縄県・都市計画及び土地利用が明確になつていて、 8) 上位計画、開発行為及び電線類地中化の計画が明確になつていて、 9) 土砂の処理場または土取場の位置、規模は明確になつていて、 10) 休憩施設の計画が明確になつていて、 11) 地質調査報告書があるか。又、内容は充分か。 12) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか。 13) 埋設物合帳があるか。</p>		
	賃貸料の確認、 計画条件の確認	<p>1) 排水工の計画条件は確認しているか。 ① 排水系統(用水か排水か)及び断面の調査は明確になつていて、 ② 水路管理者と協議してあるか。</p> <p>1) 標識計画はあるか。 2) 照明・信号機(電気設備)は計画されているか。</p>		
	付帯施設の必要性 用地条件 数量計算	<p>1) 用地上の巾杭表はあるか。 2) 用地巾杭表はあるか。</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか。 3) 数量取りまとめは種類毎、材料毎に区分に合わせてまとめられているか。</p>		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	<p><平面交差点設計> 施工上の留意点</p> <p>関連機関との調整及び 協議資料の整理</p>	<p>1) 施工上の留意点があるか。</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、公安委員会、等)</p> <p>2) 地元、及び地権者との調整が済んでいるか。</p> <p>2) バス路線などの協議は済んでどうか。</p> <p>3) 水路安全部門との協議は済んでいるか。</p> <p>4) 文化財等との調整が済んでいるか。</p> <p>5) 保育園及び市町村公害防止条例の適用区域及び規制値が明確にになっているか。</p> <p>6) 沖縄県・各市町村公害防止条例の適用区域及び規制値が明確にになっているか。</p> <p>7) 都市計画及び土地利用が明確になっているか。</p> <p>8) 上位計画及び開発行為が明確になっているか。</p> <p>9) 電線類等の地下埋設計画があるか。</p> <p>1) 測量成績(平面、縦断、横断)があるか。</p> <p>2) 地質調査報告書があるか。</p> <p>3) 埋設物調査資料があるか。</p> <p>1) 用、排水工の計画は明確になっているか。</p> <p>1) 用地巾杭表はあるか。</p> <p>2) 用地巾杭表はあるか。</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(有効数字、位取り、単位、区分等)</p> <p>2) 数量計算に用いた記号、寸法は図面と一致するか。</p> <p>3) 数量取りまとめた種類毎、材料毎に区分に合わせてまとめられているか。</p>		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	<p><構造物> 施工上の留意点 関連機関との調整及び 協議資料の整理</p> <p>貸与資料の確認 設計図</p>	<p>1) 施工上の留意点があるか</p> <p>1) 交差協議の調整が済んでいるか。 (道路、河川、公安委員会、等) 2) 地元、及び地権者との調整が済んでいるか。 3) バス路線などの調整が済んでいるか。 4) 地下占用業者との調整が済んでいるか。 5) 保育園・各市町村公害調整が済んでいるか。 6) 沖縄県・都市計画及び土地区画整理事業の適用区域及び規制値が明確にになっているか。 7) 都市計画及び土地区画整理事業が明確になっているか。 8) 上位計画等の地下埋設物があるか。 9) 電線類等の地下埋設物があるか。</p> <p>1) 測量成果(平面、縦断、横断)があるか。 2) 地質調査報告書があるか。 3) 埋設物調査資料があるか。</p> <p>1) 各設計図が相互に整合しているか。 ・一般平面図と縦断図 ・構造図と配筋図 ・構造計算書の結果が反映されているか。 2) 設計計算結果が正しく図面に反映されているか。 (特に応力計算、安定期算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか) ・壁厚 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ガス圧接位置) ・鋼材形状、寸法 ・使用材料 ・その他</p>		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
数量計算	1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(有効数字、位取り、単位に用いた記号等) 2) 計算結果は図面と一致するか。 3) 数量取りまとめられているか。			

橋梁下部工事照查要領

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	施工上の基本条件			
	関連機関との調整	1) 架設条件は決定しているか 2) 搬運近接構物の有無に対する確認はおこなったか 3) 回路、迂回路、構造物の見通しはあるか 4) ヤード確保の見通しはあるか		
	貸与資料の確認	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 3) 港湾管理者との調整は済んでいるか 4) 港警察と地元業者との調整は済んでいるか 5) 地元業者との調整は済んでいるか 6) 地添業者との調整は済んでいるか 7) 公益企業利権者との調整は済んでいるか 8) 漁業者との調整は済んでいるか		
	現地踏査	1) 地質調査報告書(必要な本数、調査項目)はあるか 2) 測量成績報告書(平面、横断、縦断)はあるか 3) 軟弱地盤の判定に必要な資料(側方移動、液状化、圧密沈下等)はあるか		
	地形条件	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか		
	その他	1) 用地境界は確認したか 2) ヤードスペースは確認したか 3) 施工機材運搬路は確保できるか 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	設計図	<p>1) 一般図には必要な項目が記載されているか (設計条件、基本寸法、建築限界等)</p> <p>2) 座標合さっているか</p> <p>3) 構造設計各図がお互いに整合するか ・構造設計平面図と断面図 ・構造設計配筋図 ・構造設計図と配筋図</p> <p>4) 使用材料記されているか ・設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか</p> <p>5) 設計計算結果が適用範囲も含めて整合されているか ・応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合されているか ・壁厚 ・鉄筋(径ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置) ・鋼材形状 ・使用材料 ・その他</p> <p>数量計算</p> <p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(有効数字、位取り、単位、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとめるか 4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか</p>		

共同溝工事照查要領

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	施工上の基本条件 関連機関との調整	1) 工事時期と工程が明確になっているか。 2) 標準的交通処理計画が明確になっているか。 1) 河川管理者との調整は済んでいるか。 2) 高速道路管理者との調整は済んでいるか。 3) 地下施設(水路、横断地下道、危険物貯蔵タンクその他大型施設等)との調整は済んでいるか。 4) 溝内排水の水流末処理に関する関連部所との調整はとれているか。 1) 地質調査報告書との整合性はあるか。また地質調査は設計目的に對し十分な内容か。 2) 環境状況(振動、騒音、戸戸使用等の配慮面及び有毒ガス、酸欠空気等の調査)の調査は設計目的に對し十分な内容か。 1) 地質調査報告書はあるか。 2) 測量報告書(平面、縦断、横断等)はあるか。 3) 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるか。 4) その他		
	関連資料の確認 貸与資料の確認	1) 各設計図がお互いに整合されているか。 <ul style="list-style-type: none"> - 一般平面図と縦断図 - 構造図と配筋図 - 構造設計図と仮設計図 2) 設計計算、安定計算等の結果が正しく図面に反映されているか。(特に応力が) <ul style="list-style-type: none"> - 壁厚 - 鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、ガス圧接位置) - 鋼材形状、寸法 - 使用材料 - その他 		
	設計図			

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
数量計算	<p>1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか(工種分類、単位、有効数字、位取り、区分等)</p> <p>2) 数量計算に用いた数値は、設計図面と一致しているか。</p>			

橋梁上部工事照查要領

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	施工上の基本条件			
	関連機関との調整	1) 架設条件は決定しているか 2) 搬運回路、構造物の有無に対する確認はおこなったか 3) 運送の見通しはあるか 4) ヤード確保の見通しはあるか		
	貸与資料の確認	1) 河川管理者との調整は済んでいるか 2) 道路管理者との調整は済んでいるか(工事用道路含む) 3) 港湾管理者との調整は済んでいるか 4) 港務警察との調整は済んでいるか。 5) 地元企業者との調整は済んでいるか 6) 添架企業者との調整は済んでいるか 7) 公益企業者(埋設占用物件、架空占用物件)との調整は済んでいるか 8) 漁業権者との調整は済んでいるか		
	現地踏査	1) 地質調査報告書(必要な本数、調査項目)はあるか 2) 測量成績報告書(平面、横断、縦断)はあるか 3) 設計計算書等(下部工、隣接工区等含む)はあるか		
	地形条件	1) 環境状況(振動、騒音等の配慮)は把握したか 2) 支障物件の状況は把握したか 3) 施工時の注意事項は把握したか		
	その他	1) 用地境界は確認したか 2) ヤードスペースは確認したか 3) 施工機材運搬路は確保できるか 埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているか		

照査項目一覧表

No	項目	主な内容	確認資料	備考
	設計計算書	1) 使用され本条件は適切か 2) (設計重・線形条件、条件は妥当か、使用材料と規格、許容応力度等) 3) (橋長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) 4) その他の(標識、照明、高欄、等の付属構造物等) 5) 新技術の活用、コスト縮減対策が検討されているか		
	設計図	1) 一般図には必要な項目が記載されているか 2) (設計条件、基本寸法、座標値、高さ関係は照合されているか) 3) 各設計図の基がお互いに整合されているか 4) 一般平面図と縦断図(構造一般図と線形図) 5) 構造造設図と配筋図 6) 下部工図と箱抜き図と付属物図(支承配置図、落橋防止図等) 7) 使用材料は明記されているか、設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか 8) 計算結果が適用範囲も含めて整合されているか 9) 下部工、隣接工区等との整合はどれていか 10) 設計図に反映されているか 11) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(工種分類、単位、有効数字、位取り、区分等)	1) 数量計算は、数量算出要領と整合しているか。(工種分類、単位、有効数字、位取り、区分等) 2) 数量計算に用いた寸法、数値は図面と一致するか 3) 数量取りまとめたか 4) 橋台の後打ちコンクリートを分離して計上しているか	